

第1 審決取消請求訴訟

1 概説

平成30年度当初において係属中の審決取消請求訴訟は11件であったところ、同年度中に新たに1件の審決取消請求訴訟が提起されたため、平成30年度に係属した審決取消請求訴訟は12件となった。

平成30年度においては、これらのうち、最高裁判所が、①上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了したものが2件（うち1件は、同年度中に東京高等裁判所が請求棄却判決をして、原告が上訴したもの）、②上告不受理決定をしたことにより終了したものが1件（当該訴訟は、同年度中に東京高等裁判所が請求棄却判決をして、原告が上訴したもの）あった。

また、平成30年度中に東京高等裁判所が請求を棄却した判決が9件あり、そのうち、前記②のとおり、原告の上訴に対して上告不受理決定がなされたものが1件あったほか、上訴期間の経過をもって確定したものが1件あった（その余の7件は上訴された。）。

以上のとおり、平成30年度に終了した審決取消請求訴訟は4件であり、同年度末時点において係属中の審決取消請求訴訟は8件となった。

第1表 平成30年度係属事件一覧

一連 番号	件名	審決の内容	判決等
1	積水化成品工業(株)ほか1名による件	被審人らが、他の事業者と共同して、EPSブロックについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、EPSブロックの取引分野における競争を実質的に制限していたと認め、被審人らが違反行為により販売したEPSブロックの売上額をそれぞれ課徴金の対象として認めた(課徴金額 7618万円〔積水化成品工業(株)〕, 649万円〔(株)積水化成品北海道〕)。	審決年月日 平成29年 2月 8日 提訴年月日 平成29年 3月10日 判決年月日 平成30年 3月23日 (請求棄却, 東京高等裁判所) 上訴年月日 平成30年 4月 7日 (上告及び上告受理申立て, 原審原告ら) 決定年月日 平成30年12月13日 (上告棄却及び上告不受理, 最高裁判所)
2	カネカケンテック(株)ほか1名による件	被審人らが、他の事業者と共同して、EPSブロックについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、EPSブロックの取引分野における競争を実質的に制限していたと認め、被審人らが違反行為により販売したEPSブロックの売上額をそれぞれ課徴金の対象として認めた(課徴金額 2524万円〔カネカフォームプラスチック(株)〕, 349万円〔カネカケンテック(株)〕)。	審決年月日 平成29年 2月 8日 提訴年月日 平成29年 3月10日 判決年月日 平成30年 4月20日 (請求棄却, 東京高等裁判所) 上訴年月日 平成30年 5月 7日 (上告受理申立て, 原審原告ら) 決定年月日 平成30年12月13日 (上告不受理, 最高裁判所)
3	(株)飯島工事ほか1名による件	被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人らが違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた(課徴金額 1237万円〔(株)飯島工事〕, 926万円〔(株)藤プラント建設〕)。	審決年月日 平成29年 6月15日 提訴年月日 平成29年 7月12日 判決年月日 平成30年 9月 7日 (請求棄却, 東京高等裁判所) 上訴年月日 平成30年 9月19日 (上告及び上告受理申立て, 原審原告ら)
4	三森建設(株)による件	被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人が違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた(課徴金額 1434万円)。	審決年月日 平成29年 6月15日 提訴年月日 平成29年 7月13日 判決年月日 平成30年10月26日 (請求棄却, 東京高等裁判所) 上訴年月日 平成30年11月12日 (上告及び上告受理申立て, 原審原告)

一連番号	件名	審決の内容	判決等
5	㈱天川組による件	被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人が違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 1866万円）。	審決年月日 平成29年 6月15日 提訴年月日 平成29年 7月13日 判決年月日 平成30年 4月27日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成30年 5月 9日 （上告及び上告受理申立て，原審原告） 決定年月日 平成30年10月12日 （上告棄却及び上告不受理，最高裁判所）
6	天川工業㈱ほか8名による件 【上告審：岩波建設㈱ほか7名による件】	被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人らが違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 1億5922万円〔課徴金納付命令の対象である9名の合計額〕）。	審決年月日 平成29年 6月15日 提訴年月日 平成29年 7月14日 判決年月日 平成30年 8月10日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成30年 8月23日 （上告及び上告受理申立て，原審原告9名中8名）
7	㈱廣川工業所による件	被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人が違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 2772万円）。	審決年月日 平成29年 6月15日 提訴年月日 平成29年 7月18日 判決年月日 平成30年 8月31日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成30年 9月11日 （上告及び上告受理申立て，原審原告）
8	植野興業㈱ほか7名による件 【（一部訴え取下げにより）植野興業㈱ほか6名による件】	被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人らが違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 2億4973万円〔課徴金納付命令の対象である8名の合計額〕）。	審決年月日 平成29年 6月15日 提訴年月日 平成29年 7月18日 原告のうち1名訴え取下げ 平成30年4月26日 判決年月日 平成30年11月30日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成30年12月14日 （上告及び上告受理申立て，原審原告ら）
9	友愛工業㈱による件	被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人が違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 2631万円）。	審決年月日 平成29年10月 4日 提訴年月日 平成29年11月 1日 判決年月日 平成30年11月30日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成30年12月17日 （上告及び上告受理申立て，原審原告）

一連番号	件名	審決の内容	判決等
10	㈱飯塚工業ほか5名による件	被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人らが違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額1億1975万円〔課徴金納付命令の対象である5名の合計額〕）。	審決年月日 平成29年10月 4日 提訴年月日 平成29年11月 2日
11	㈱中村工務店による件	被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人が違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 3245万円）。	審決年月日 平成29年10月 4日 提訴年月日 平成29年11月 2日 判決年月日 平成30年10月26日 （請求棄却，東京高等裁判所） （上訴期間の経過をもって確定）
12	㈱山陽マルナカによる件	被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させ、金銭を提供させ、受領した商品を返品し、取引の対価の額を減じ、商品を購入させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である165社のうち、127社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令を変更し課徴金納付命令の一部を取り消した。被審人と納入業者127社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた（一部取消し後の課徴金額 1億7839万円）。	審決年月日 平成31年 2月20日 提訴年月日 平成31年 3月22日

2 東京高等裁判所における判決

(1) カネカケンテック㈱ほか1名による審決取消請求事件（平成29年（行ケ）第4号） （第1表一連番号2）

ア 主な争点及び判決の概要

⑦ 争点1（本件合意の不存在）について

原告らは、詳細設計に協力したEPSブロック業者が物件を受注することが多いという実態が存在するのは設計協力を行ったことによる技術的・経済的優位性によるものであり、本件合意によるものではなく、また、本件合意の認定根拠はいずれも本件合意の認定根拠たり得ないか、あるいはそのような事実を認定するに足る実質的証拠を欠いていると主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

a 技術的・経済的優位性について

詳細設計協力業者には、他の業者と比較して、技術的・経済的優位性が事実として存在することは否定できないにせよ、詳細設計協力業者が物件を受注することが多い理由として、本件合意の存在が少なからぬ影響を及ぼしていたことは優に認めることができる。

b 認定根拠①について

物件登録（設計協力の依頼を受けた場合等の情報のデータベース化）という仕組みが実態に合わない部分が生じていたことは認められるものの、平成16年頃以降も、その背後に大枠として存在する事業者間の協調関係自体が薄れていたものではなく、物件登録下での協調関係の存在を本件合意の根拠の一つとした本件審決の推論過程には合理性がある。

c 認定根拠②について

平成16年の広報委員会において、物件登録の代替案として提案された最終図面方式につき、積水化成品工業の者からの反対意見はあったものの、大勢は賛成する意見であり、同人から改めて対案が示されることもなく同委員会が終了したことなどからすれば、出席者らは同方式が採用されたものと理解したことが認められ、積水化成品工業の者が同方式に反対意見を述べていたことは、広報委員会での合意を本件合意の認定根拠として挙げたことの妨げとなるものではない。

d 認定根拠③について

本件審決が挙げる供述は、本件合意に沿った内容の協調関係があったことを認めた上で、それを前提とする個別の調整等の事例を述べるものであり、本件合意と関係のない独自の行動を述べるにとどまるものではない。また、本件合意があれば個別調整の必要がないなどと単純にいうことはできない。

(4) 争点2（本件合意の「不当な取引制限」該当性）について

原告らは、本件合意に関して「あるべき競争状態」を観念しようとするとして、不認識物件（受注したEPSブロック業者以外のEPSブロック業者が当該工事の存在を認識していない工事をいう。以下同じ。）についてまで競争を強制される結果となるので不合理であり、また、詳細設計業務はEPSブロックそのものと一体として商品を成しており、詳細設計協力業者以外のEPSブロック業者も含めて納入段階で改めて競争することとしても、資源の効率的な分配に資するような競争促進効果は認められず、むしろプロセス全体の競争上の評価からして、本件合意は資源の効率的な分配に資するものといえるので、本件合意があったとしても、「公共の利益に反し」又は「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」の要件が欠けるため、不当な取引制限に該当しないと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

a 不認識物件について

EPS工法採用工事の実態として、原告らの主張するところの不認識物件が相当数存在するであろうことは想像に難くない。しかし、本件合意に基づく本件違反行為の排除を求めたからといって、これを受けて個別のEPSブロック業者の

営業判断として実際に競争を行うかどうかは、別の問題であって、排除措置命令は、原告らの主張するような「競争の強制」を何ら帰結するものではない。

b 詳細設計業務との一体性及び資源の効率的分配について

E P Sブロックの最終需要者である建設業者において、E P Sブロックの購入価格に詳細設計業務の対価が含まれているものと認識していたとか、E P Sブロック業者に対し詳細設計協力業務を行うことを取引条件に盛り込んでいた等の事情をうかがわせる証拠はなく、「詳細設計業務がE P Sブロックそのものと一体の商品を成す」という原告らの主張の前提は、その根拠が不明である。

無償で行われる詳細設計協力業務で負担した費用を回収するための方策は、飽くまでも公正な競争ルールを前提に、詳細設計協力業務の有償化を含めた別途の方策を通じて検討されるべき事項であり、詳細設計協力業務が無償で行われる慣行があるからといって、本件合意による受注調整を正当化する理由にはならないというべきである。

㊦ 争点3（本件合意の対象外の物件の課徴金算定からの除外）について

原告らは、不認識物件まで違反の対象とする本件審決の判断は誤りであり、課徴金算定の対象から除かれるべきであり、また、《D株》が商流に入った物件まで違反の対象としているが、建築資材商社である《D株》は、同社の独自の判断により詳細設計協力業者から特定E P Sブロックを購入しているのであり、本件合意と発注との間に因果関係はないと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

a 不認識物件について

本件合意の存在ゆえに、多くのE P Sブロック業者は、自社が詳細設計に協力した工事とは別の案件に関心を払わず、それが不認識物件を生じさせているという側面も大きいと推認されるところであり、また、前記㊦ aで述べたところに照らして、不認識物件が対象外であるとの主張は採用することはできない。

b 《D株》関係物件について

《D株》が商流に入った物件が対象外であるとの主張は、原告らに対する課徴金の対象物件の中にかかる物件が現実にあるのか、具体的にそれがどれかを特定明示していないから、主張自体失当である。また、これを措くとしても、《D株》が本件合意の存在を認識していたことは本件審決の認定するところであり、かつ、この認定には実質的証拠があると認められるから、いずれにせよ原告らの前記主張は採用することができない。

イ 訴訟手続の経過

本件は、原告らが上告受理申立てを行ったところ、最高裁判所は後記 **3** (2)のとおりに決定を行った。

(2) (株)飯島工事ほか1名による審決取消請求事件（平成29年（行ケ）第12号）（第1表一連番号3）

ア 主な争点及び判決の概要

(7) 争点1（本件審決における本件合意の存在の認定についてそれを立証する実質的な証拠があるか）について

原告らは、本件合意の存在を立証する実質的な証拠はないと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

a 本件合意の存在の認定における実質的な証拠について

本件審決が引用する審決案に掲記の各証拠によれば、被告が①ないし⑤の事実（注：判決が摘示する本件審決の認定した事実）を認定したことは合理的であり、前記①ないし⑤の諸事情を総合すれば、本件合意が成立していたと認定したことも合理的であるというべきであるから、本件審決による本件合意の存在の認定については、それを立証する実質的な証拠があるものと認められる。

b 入札参加情報の集約の目的が1社入札を避けるためであるという主張について

山梨県から1社入札を避けるようにとの要請を受けたことの裏付けになる証拠はないこと、山梨県からの要請を受けたとされる1社入札を避けるとの目的で入札に参加した業者の存在が見当たらないことに照らせば、原告らの前記主張は採用することができない。

c 平成19年5月11日の役員会における発言について

前記役員会が開催された事実や《B》社長が作成したメモの記載からすれば、本件審決の前記認定に沿う《AH》社長及び《U1》社長の各供述は、的確な裏付けがあるものとして信用することができ、かかる供述に基づく本件審決の前記認定は合理的であり、実質的な証拠があるものと認められる。

d 44物件及び60物件の認定等について

44物件及び60物件（注：本件審決が本件合意の存在根拠の1つとした各物件）に係る本件審決の認定は合理的であり、それを立証する実質的な証拠があるものと認められる。そして44物件及び60物件に係る事実のみから本件合意の存在が認定されたものではないから、循環論法であるとの原告らの指摘は当たらない。

e 平均落札率について

312物件には、総合評価落札方式の工事が相当数含まれていることなどに照らせば、その平均落札率である96.3%が相当高いものであるとの認定は合理的である。

(4) 争点2（本件審決における本件対象工事が課徴金の対象となる当該役務に当たるとの認定についてそれを立証する実質的な証拠があるか）について

原告らは、本件審決が一部の工事について受注調整又はそれに関わる行為が行われたとの事実から本件合意の存在を推認し、そのことから再び戻ってその余の各工事全てについても受注調整が行われたことを推認するとしているのは循環論法であり、このような判断手法はあまりにも乱暴であるなどと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

a 本件審決が採用した判断方法の適否について

本件審決においては、本件土木一式工事に該当し、かつ、30社のいずれかが入札に参加して受注した工事については、当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情のない限り、本件合意に基づく受注調整が行われ、具体的な競争制限効果が発生したものと推認するのが相当であると認定されたが、本件審決が引用する審決案に掲記の各証拠によれば、被告が①ないし⑤の事実を認定したことは合理的であり、前記①ないし⑤の諸事情を総合すれば、本件審決が採用した前記推認の方法は合理的である。

b 原告らのいずれかが落札した物件について

原告らのいずれかが落札した物件（注：課徴金の対象となるとは認定していない物件47を除く。）については、いずれも、本件合意に基づく受注調整が行われ、具体的な競争制限効果が発生したと認定されたが、これらは、本件土木一式工事に該当し、かつ、30社のいずれかが入札に参加して受注した工事であるから、本件合意に基づく受注調整が行われたものと推認することができ、本件記録を精査しても、特段の事情は認められないから、本件審決における前記各物件に係る認定は合理的であり、実質的な証拠があるものと認められる。

受注予定者を1社に絞り込むことができなかった物件（物件139、312）の入札についても、完全な自由競争の下で行われたものではなく、原告(株)藤プラント建設が参加した受注調整の結果が及んだ状態で行われたものであることを踏まえると、本件審決の決定は合理的である。

イ 訴訟手続の経過

本件は、原告らによる上告及び上告受理申立てにつき、平成30年度末現在、最高裁判所に係属中である。

(3) 三森建設(株)による審決取消請求事件（平成29年（行ケ）第13号）（第1表一連番号4）

ア 主な争点及び判決の概要

⑦ 争点1（本件合意の存在について実質的証拠があるか）

原告は、本件審決がした事実認定は、実質的な証拠に基づく認定がされているとはいえないなどと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

- a 本件合意が存在したといえるためには、受注予定者を決定し、その者が受注できるように協力する旨の本件合意の内容につき、30社において意思の連絡があることが必要である。そして、意思の連絡とは、30社相互間で本件合意の内容を明示して合意することまでは必要ではなく、本件合意の内容を互いに認識、認容し、これに歩調を合わせるという意思が形成されることで足り、それは黙示的なものであっても足りる。また、意思の連絡があるとは、30社が本件合意の内容のような意思を有しており、相互に拘束する意思が形成されていることが認められればよく、その形成過程について、日時、場所等をもって具体的に特定することまでを要するものではないと解すべきである。

- b 関係者の供述のうち、本件合意の主体である30社の代表者及び担当者の供述内容を総合すると、次のようにいうことができる。
- (a) 30社が平成18年4月1日以降、塩山地区特定土木一式工事について、塩山支部等に入札の参加者の情報を集約していたことは、本件において明白に認められる。
 - (b) 30社が、塩山地区特定土木一式工事について、塩山支部等に集約した情報をもとに受注予定者を決定していたこと等に関しても、30社の約半数の代表者及び担当者が認めている。
 - (c) 前記の入札参加者の情報集約や受注調整が、塩山支部等において長期間にわたり組織的に行われていたことが認められる。
 - (d) 総合評価落札方式の工事の場合にも受注調整が行われたことについても、少なくない代表者及び担当者が認めている。
- c 本件審決が説示するように、44物件については、受注調整が行われたことを裏付ける客観的証拠が存し、60物件についても、受注調整に関わる行為を裏付ける客観的な証拠があると認められること、落札率が相当に高いものであったことがそれぞれ認められる。
- d 以上によれば、本件合意が存在するとの本件審決の認定判断については、実質的証拠があるというべきである。
- (4) **争点2（原告が、本件合意に中途参加したことが実質的証拠をもって具体的に立証されているか）について**

原告は、本件審決は、いくつかの証拠や間接事実を挙げて、原告が「本件合意」に中途参加した疑いがあることを立証したにすぎず、また、被告は「原告が本件合意に遅くとも平成19年5月15日までに中途参加した」という時的要素を証明できていないなどと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

原告は、平成18年度はC等級業者であったため、塩山地区特定土木一式工事の入札に参加することはできなかったが、平成19年度からB等級業者になるや、同年4月19日に入札公告が行われた物件84について、落札者である大和建设との間で入札に関する資料をファクシミリで送受信していること、原告は、物件81の工事の入札公告に自社の社名を押印し、ファクシミリで送信する方法によって、入札に参加する旨を連絡したところ、物件81の入札書受付開始日は同年5月15日であったこと、原告が本件対象期間に受注した塩山地区特定土木一式工事のうち、物件116（同年7月25日入札公告）等について、本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことなどの事実が、実質的証拠をもって具体的に立証されているというべきである。

これらの事実によれば、原告は遅くとも平成19年5月15日までは、本件合意に参加したと認めることができる。

原告は、原告が本件合意に中途参加した事実の立証が不十分であると主張するが、原告が本件合意に参加したことを認定するのに、参加した日時、場所等を具体的に特定することまで要するものではないと解すべきである。

㊦ 争点3（本件合意が独占禁止法第2条第6項の「不当な取引制限」に該当するか）について

原告は、本件の取引実態からすれば、土木工事、林務工事、農務工事の3種類の工事は、それぞれ発注担当部署、所管官庁が異なること等から、それぞれ異なる取引分野を形成しており、土木工事、林務工事、農務工事の3種類の工事を一体とした「塩山地区特定土木一式工事」という「一定の取引分野」が成立することはなく、本件審決は、この点において判断を誤った違法があると主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

原告が主張する3種類の工事は、いずれも山梨県が土木一式工事として発注していたものであり、単に発注部署を異にするにすぎず、山梨県の有資格者名簿に登載されたA等級業者及びB等級業者は、いずれも、3種類の工事を含む塩山地区特定土木一式工事の全てについて施工能力を有していたものと認められる。

これらのことからすれば、30社は、3種類の工事を区別することなく受注調整の対象としていたものであり、本件における一定の取引分野は、塩山地区特定土木一式工事の取引分野であると認められる。したがって、本件合意は独占禁止法第2条第6項の「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ものに当たり、「公共の利益に反して」の要件も充足すると解されるから、「不当な取引制限」に該当する。

㊧ 争点4（原告が受注した各工事が独占禁止法第7条の2第1項の当該役務に該当するか）について

原告は、原告が落札した8件の個別工事については、すべて「地域性・継続性」のある工事であり、当該工事における具体的競争制限効果の発生を妨げる特段の事情が認められることになるから、課徴金の対象から除外されるべきであり、また、そもそも総合評価落札方式による合意は「本件合意」には含まれないというべきであり、課徴金の対象から除外されるべきであると主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

本件においては、塩山地区特定土木一式工事に該当し、かつ、30社のうちいずれかが入札に参加して受注した工事については、本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情がない限り、本件合意に基づく受注調整が行われ、具体的競争制限効果が発生したものと推認するのが相当である。

a 原告は、地域性、継続性が認められる工事においては、本件推認を妨げる事情となると主張するが、そのような工事であっても、入札参加資格を有する事業者であれば、入札に参加することは可能であり、地域性、継続性を有する事業者が競争上有利な立場にあったとしても、それが一社に限られるものではなく、その他の入札参加資格を有する事業者でも、それ以外の技術力などの要素でカバーすることによって競争に参加することは可能であるから、競争が全くなかったとまで認めることは困難である。したがって、落札者が当該工事について地域性、継続性を有するという事実は、当該工事における具体的競争制限効果の発生の推認を妨げる特段の事情に当たらない。

b 総合評価落札方式による一般競争入札には、入札価格のみで落札者が決まるわ

けではないという意味で、それ以外の競争入札と質的に異なる面はあるものの、総合評価落札方式の工事について、本件合意に基づく受注調整を行うことは十分に可能であるから、質的な相違を主張する原告の主張は理由がない。

c 以上によれば、原告が落札した8件の工事は、いずれも具体的競争制限効果が発生したと認められるから、独占禁止法第7条の2第1項の当該役務に該当するというべきである。

㌞ 争点5（本件立入検査後に契約が締結された工事の対価は、違反行為の実行期間における売上額に含まれるか）について

原告は、独占禁止法第7条の2第1項の「実行としての事業活動がなくなる日」の解釈としては、入札談合の場合においては、「違反行為が取りやめられた日」以降は、違反行為者間の合意の相互拘束力は解消され、合意の実効性は確定的に失われる状態になっているのであるから、「実行としての事業活動がなくなる日」は「違反行為が取りやめられた日」と同一となると解すべきであると主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

原告は、「実行としての事業活動がなくなる日」は「本件違反行為が取りやめられた日」と同一と解すべきである旨主張するが、受注調整は、受注予定者が入札物件を落札して工事契約を締結することを目指して行われるものであるから、違反行為終了前に行われた受注調整によって落札した物件につき、落札者が当該物件の工事契約を締結することは、それが違反行為終了後にされるものであっても受注調整が目指した当然の成り行きであり、また、会計法令により、落札者を契約の相手方として落札内容どおりの契約が締結されることはほぼ確実であるから、「実行としての事業活動」といい得るものである。

㌞ 争点6（本件各命令発出手続の違法性）

原告は、本件排除措置命令書に記載されている「本件合意」の内容は、極めて不明確かつ抽象的であるのみならず、その方法についても、「…などにより、」とこれまた限定しておらず、このような記載では、少なくとも「本件合意」の内容が具体的に記載されているとはいえないと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

本件各命令の発出手続に違法があったと認めることはできない。

イ 訴訟手続の経過

本件は、原告による上告及び上告受理申立てにつき、平成30年度末現在、最高裁判所に係属中である。

(4) ㈱天川組による審決取消請求事件（平成29年（行ケ）第14号）（第1表一連番号5）

ア 主な争点及び判決の概要

㌞ 争点1（原告は本件合意をしたか）について

原告は、本件合意をしていないなどと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

a 本件合意への参加について

掲記の各証拠及び間接事実から原告が本件合意に参加していたという本件審決の認定は、実質的な証拠に基づくものということができ、当該認定事実が認められる。

なお、受注調整は、受注価格の低下を防ぐために行われるのであるから、受注調整・談合が行われていれば落札率が高くなるということは否定できないと解され、落札率が高いことは本件合意の存在を推認する一つの事情ということができ、他方、「違反行為が既に消滅した」としても、本件違反行為終了後に塩山地区特定土木一式工事の入札において、原告を含む事業者間で自由かつ公正な競争を妨げる何らかの行為が行われていることもあり得るから、自由かつ公正な競争がされている事実を認定するに足る証拠がないとの説示をすることは必ずしも矛盾するものとはいえない。

b 本件排除措置命令の必要性について

22社は、塩山支部に対する平成6年の勧告審決があったにもかかわらず、本件違反行為に及んでいることを考慮すると、本件排除措置命令の必要性を認めることは違法ではなく、本件排除措置命令を違法と認めることはできない。

(4) 争点2（課徴金納付命令の算定根拠）について

原告は、個別の工事につき受注調整を行っていることを認定するに足る十分な証拠がない各工事について課徴金納付命令の算定根拠に含めることは独占禁止法に違反し、また、総合評価落札方式は、いくらでも逆転が起き得るが、本件審決は、これらの点について一切顧慮しておらず、受注調整があったという合理的な説明がないと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

a 具体的な競争制限効果の発生について

課徴金制度の趣旨に鑑みると、独占禁止法第7条の2第1項所定の課徴金の対象となる「当該・・・役務」とは、本件においては、本件合意の対象とされた工事であって、本件合意に基づく受注調整の結果、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものをいうことになる。

そして、原告については、平成19年3月31日から平成22年3月30日までの3年間に、10件の工事を落札し、事業活動を行い、前記10件の原告の落札率が95.7%、98.7%等であることから、本件合意による競争制限効果が発生したものと推認することができる。

実際に、3件については原告が各工事を落札する旨の受注調整がされたことが推認でき、2件につき原告が落札を希望する旨申し出て、受注調整がされた結果、原告において落札したことが推認できるなど、前記10件のうち一部については、本件合意による競争制限効果が発生したことを裏付ける客観的な証拠が存在することから、前記推認を裏付けているということができ、

b 総合評価落札方式について

総合評価落札方式の場合であっても、30社は、互いの評価点を予想又は連絡し合い、受注予定者以外の者は高い入札価格で入札するほか、評価点の低い配置予

定技術者を配置したり、簡易な内容の施工計画書を提出したり、受注予定者との間で施工計画書をやり取りして内容を確認するなどして、受注調整は可能であったと認められ、実際、前記10件のうち3件は、総合評価落札方式の場合であっても、受注調整が行われたことを裏付ける客観的証拠があるということができるから、総合評価落札方式の工事の入札においても、あらかじめ受注予定者を決定し、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力し合っていたと認めることができる。

イ 訴訟手続の経過

本件は、原告が上告及び上告受理申立てを行ったところ、最高裁判所は後記 3 (3) のとおり決定を行った。

(5) 天川工業(株)ほか8名による審決取消請求事件（平成29年（行ケ）第15号）（第1表一連番号6）

ア 主な争点及び判決の概要

⑦ 争点1（本件合意の存在について実質的証拠があるか）について

原告らは、各社代表者の供述調書には、同じ文章が使い回されているものがあるなど、審査官が事前に作文したものであることは一見して明白であり、信用性を欠くなど、原告らを含む30社の間において、本件合意が成立していたと認めることはできないなどと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

- a 30社のうち22社の代表者及び担当者の供述内容は相互に一致し、客観的な証拠にも裏付けられた信用性の高いものと認められるところ、これらの供述によれば、塩山地区等に所在する30社にあっては、入札に参加する事業者間で、受注予定者を決めて、受注予定者が定めた価格で受注できるように協力するという受注調整が恒常的に行われていたと認められるのであり、その後の本件審判手続において、前記供述内容を翻し、本件合意の成立や受注調整が行われた事実を否定するに至った者がいたとしても、そのことにより前記認定が左右されるものとはいえない。
- b これら30社の社長や担当者の中に、塩山支部等において入札希望者の情報を集めて入札参加者取りまとめ表を作成していたのは、1社入札を防止するという山梨県からの要請に応じるためであったなどと供述した者は一人もいなかった上、山梨県の発注担当者は、建設事業者や建設事業者団体に対して、1社入札とならないように入札参加者の数を調整してほしいと要請したことはない旨供述していること、1社入札を避けるためだけであれば、入札参加者の情報を集めて、その取りまとめ表の作成まで行う必要も、落札者の決定後に入札参加者取りまとめ表をシュレッダーにかけて廃棄する必要もないことなどからすると、原告らの主張は採用できない。
- c また、総合評価落札方式において、自社の評価点の高低を相当程度予測できることは、前記の代表者らの供述によっても裏付けられており、受注調整が行われ

たことを裏付ける客観的な証拠のある44物件の中には、総合評価落札方式によるものが多数含まれていることからすれば、総合評価落札方式による入札が行われた物件についても受注調整が行われていたと認められる。

- d さらに、30社のうちの一部の事業者間の不仲や人間関係の悪さといった事柄と、それぞれの企業の利益を確保するために、純粋に経済的な観点から始まった受注調整とは次元を異にするものであり、原告ら主張の事実をもって、本件合意の成立が否定されるものではない。

④ 争点2（本件合意が独占禁止法第2条第6項の「不当な取引制限」に該当するか）について

原告らは、本件各命令では、本件合意について、いつ、どこで、どのような方法で意思の連絡がなされたというのか、何ら具体的な特定がされておらず、また、各個別の物件について、本件合意により、どのように具体的な競争制限効果が生じたのかについての証明もないと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

入札における「不当な取引制限」の前提となる、複数の事業者による不当な取引制限があるというためには、入札に先立って各事業者間で相互にその行動に事実上の拘束を生じさせ、一定の取引分野において実質的に競争を制限する効果をもたらす「意思の連絡」がされることが必要であるが、意思の連絡があるというためには、各事業者が当該意思を有しており、相互に拘束する意思の連絡が形成されていることが認められればよく、その形成過程について日時、場所等をもって具体的に特定することまでは要しないものと解されるから、本件合意に基づく受注調整にかかる事案にあっては、本件審決における特定としては十分というべきである。

「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは、当該取引にかかる市場が有する競争機能を損なうことをいい、本件合意のような一定の入札市場における受注調整の基本的な手法や手順等を取り決めることによって競争制限が行われる場合には、当該取決めによって、その当事者である事業者らとその意思で当該入札市場における落札者及び落札価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらすものと解される。

これを本件についてみるに、本来、各入札参加者は、入札するか否か及び入札する際の金額を自由に決定できるはずであるのに、本件合意は、本件対象工事について、受注予定者をあらかじめ決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた価格で受注できるように協力するという合意であるから、入札参加者の自由な意思決定を制約するものであり、独占禁止法第2条第6項の不当な取引制限に当たることは明らかである。

⑤ 争点3（原告らが受注した別紙6の1ないし9記載の各工事が当該役務に該当することについて実質的な証拠があるか）について

原告らは、総合評価落札方式による物件などについては、具体的競争制限効果は及んでいないと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

前記⑦に説示した受注調整が塩山支部等において組織的に、かつ、長期間にわ

たって行われてきたことからすると、本件対象期間中、30社のうちのいずれかが入札に参加した工事については、受注調整が行われたとは認められない特段の事情がない限り、本件合意に基づく受注調整が行われ、その結果、具体的な競争制限効果が発生したものと本件推定をすべきものといえる。

受注調整の結果、受注予定者を1社に絞れなかったとしても、受注調整により受注することを諦めた事業者が存在すれば、本来、自由に行われるべき入札の参加者が減少することになるし、受注価格についても、受注を諦めた事業者は予定価格に近い高い入札率で入札するなどして受注予定者のいずれかが受注するように協力することになるから、競争制限効果があることは明らかである。

そして、原告らが受注した個別的な工事について、本件合意に基づく受注調整がされていないと認められる特段の事情は認められない。

本件対象期間中、原告らを含む30社は、本件合意の下に受注調整をし、その結果、本件対象工事について、具体的に競争制限効果が発生するに至ったとの本件審決の認定は、実質的証拠に基づくものといえる。

④ 争点4（本件立入検査後に契約が締結された工事の対価は、本件違反行為の実行期間における売上高に含まれるか）について

原告らは、本件課徴金納付命令では、平成22年3月24日以降、原告らは本件違反行為を行っていないというのであるから、課徴金の対象となっている物件のうち、同月30日又は同月31日に契約が締結された物件は課徴金の対象とされるべきものではないと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

独占禁止法第7条の2第1項の「実行期間」は違反行為の対象となった商品又は役務にかかる売上額を算定するための基準であるところ、その終期である「当該行為の実行としての事業活動がなくなる日」についてみるに、入札方式による発注について受注調整が行われたような場合には、当該行為がされた日とこれに基づいて物件が落札され、契約が締結される日との間に一定の間隔が開くのが通常であるが、入札は、契約の受注者と受注価格を定めるための手続であって、当然、その後に入札結果を踏まえた契約が締結されるのであるから、前記基準の趣旨に従い、本件対象期間が終了する前に受注調整が行われ、入札が行われた後に落札者との間で契約が締結されたときには、契約締結時をもって「実行としての事業活動がなくなる日」と解するのが相当である。

⑤ 争点5（受注者が工事を中止したことにより、本件違反行為の実行期間後に工事代金が出来高に応じて減額された場合、減額後の金額が課徴金算定の基礎となるか）について

原告らは、原告(株)渡辺建設が途中で終了した物件234の工事について当初の契約の金額（工事完了までの全体の金額）を基に課徴金を課し、当該工事の残りの部分の工事である物件297についても、工事の契約金額（原告(株)渡辺建設が途中でやめた後の部分の金額）を基にした課徴金を課すようなことがあれば、原告(株)渡辺建設が途中でやめた後の部分について、二重に課徴金を課すことになり、適正手続に違反（憲法第31条）すると主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

課徴金制度は、違反行為を防止するという行政目的を達成するために行政庁が違反事業者等に対して金銭的不利益を課す行政上の措置であり、課徴金の額は、独占禁止法が行為類型毎に定める一定の売上高等の算定基礎に、同法が定める課徴金算定率を乗じてその額を定めるものであり、前記算定基礎が現実には事業者が得る利益を超えることも当然想定されているものである。

そうすると、当初の契約で定められた代金額を基に課徴金を算定すべきであり、途中で工事が中止されたとしても、その時点での出来高を基に課徴金を算定することはできない。

㊦ 争点6（本件各命令発出手続の適法性）について

原告らは、本件各命令において、本件合意が、いつ、どこで、だれによって、どのようになされたのかについて特定を欠いており、独占禁止法第49条第1項及び同法第50条第1項並びに適正手続（憲法第31条）に違反していると主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

本件各命令書の記載内容は、原告らが、自らの違反行為等の内容を推知し得たものといえるから、本件各命令の記載に違法な点は認められない。

その他に、本件各命令の発出手続に違法があったと認めるに足りる証拠はない。

イ 訴訟手続の経過

本件は、原告らのうち8名による上告及び上告受理申立てにつき、平成30年度末現在、最高裁判所に係属中である。

(6) ㈱廣川工業所による審決取消請求事件（平成29年（行ケ）第16号）（第1表一連番号7）

ア 主な争点及び判決の概要

㊦ 争点1（30社は、塩山地区特定土木一式工事について、受注予定者を決定し、その者が受注できるように協力する旨合意していたか）について

原告は、本件審決の認定は、いずれも証拠の評価を誤るなどして事実認定を誤っているか、事実の評価を誤っており、実質的証拠を欠くものであるなどと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

a 実質的証拠の有無について

本件審決が認定した平成6年の勧告審決以降の受注調整の状況、入札参加情報の集約、受注予定者の決定方法及び入札価格等の連絡、塩山支部の役員会における協議には実質的証拠があると認められる。物件153及び同163（60物件）に係る査288、査107の10は、本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為の客観的証拠というべきであり、また、物件223（44物件）に係る査172は、本件違反行為に基づく受注調整が行われた、客観的証拠というべきである。

b 平均落札率について

96.3パーセントという312物件の平均落札率は、他の証拠等と合わせてみれ

ば、本件合意の存在の認定に資するものといえるから、本件合意の存在を推認させるものといえることができる。

c 総合評価落札方式の工事について

30社が本件合意に基づく受注調整を行っていたとすれば、自社の評価点の予想を受注予定者の他の入札参加者に伝えることなどによって、他社の「配置予定技術者の能力」及び「施工計画」の評価点を相当程度正確に予測することは可能であったと考えられるから、総合評価落札方式と他の入札方式との間に質的な相違があるとは認められない。また、本件合意は、特定の発注方法を前提としたり、協力の方法を限定したりするものでもないから、本件合意は、総合評価落札方式が採用された時点で、同方式による工事も対象とするものになっていたと推認するのが相当である。

(4) 争点2（本件合意は、独占禁止法第2条第6項にいう不当な取引制限に該当するか）について

原告は、本件における「一定の取引分野」は4種類の工事ごとに画定すべきと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

原告の主張する4種類の工事は、いずれも山梨県が「土木一式工事」として発注していたものであり、4種類の工事は発注担当部署を異にするにすぎない。また、山梨県は、「土木一式工事」の入札への参加を希望する事業者に対し、あらかじめ資格審査を行い、有資格者名簿に登載していたことからすれば、30社を含む、同名簿に登載されたA等級業者及びB等級業者は、いずれも4種類の工事を含む塩山地区特定土木一式工事の全てについて施工能力を有していたものと認められる。さらに、30社が、特定の種類の工事を他の種類の工事と区別して受注調整していた事実はいかなる場合でも、むしろ30社としては、山梨県が発注する「土木一式工事」の中で30社が入札参加資格を有する全ての工事を受注調整の対象とすることで、より調整がしやすくなるし、受注価格の低落防止という本件合意の目的にもかなうことになる。

このように30社は、塩山地区特定土木一式工事について、4種類の工事を区別することなく受注調整の対象としていたものであるから、本件における「一定の取引分野」は「塩山地区特定土木一式工事」に関するものというべきである。

(4) 争点3（原告が発注した別紙8の各工事は、独占禁止法第7条の2第1項にいう当該業務に該当するか）について

原告は、「総合評価落札方式の工事」、「低落札率で落札した物件」、「その他、具体的競争制限効果が発生しているとの推認は働かないというべきである個別事情のある物件」及び「物証のない物件」については本件合意の対象となっていないなどと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

a 総合評価落札方式について

前記のとおり、本件合意は、総合評価落札方式による工事も対象とするものになっていたといえることができる。

b 低落札率で落札した物件について

独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい、本件合意のような一定の入札市場における受注調整の基本的な方法や手順等を取り決める行為によって競争制限が行われる場合には、当該取決めによって、その当事者である事業者らがその意思で当該入札市場における落札者及び落札価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらすことをいうものと解される。したがって、受注予定者を1社に絞り込むことが出来ず、2社以上で落札が争われ、その結果、低落札率になったとしても、本件合意は、それ以外の事業者が入札に参加することを制限し、これにより、入札市場における落札者及び落札価格をある程度自由に左右することが出来る状態をもたらすものといえるから、具体的競争制限効果の発生を否定することはできないというべきである。

c その他、入札結果に係る反対事情について

入札参加者は、入札参加申請の際に施工計画書等の資料を提出しているのであり、前記資料の提出から入札書提出締切日までには、少なくとも数日の期間があることが明らかである。したがって、前記資料の提出時には、30社間の受注調整が終了していなかったが、入札書提出締切日までにこれが終了した場合には、原告が主張する入札結果に係る事情（反対事情②ないし④、⑥、⑦）が生じることは当然予想されることであるから、これらの事情があるからといって、具体的競争制限効果の発生を否定することはできない。

d 物証がないものについて

本件合意に基づく受注調整が行われていたとすれば、その性質上、書面や電子データなどの物証は処分されるのが通常と考えられ、しかも、28社は、塩山支部に対する平成6年の勧告審決を受け、課徴金納付命令も受けていたのであるから、これらの物証を残さないようにしていたと推認することは何ら不合理ではない。

④ 争点4（本件立入検査後に契約が締結された工事の対価は、本件違反行為の実行期間における売上額に含まれるか）について

原告は、平成22年3月16日以降、本件違反行為である入札行為をしていないから、同月24日に契約が締結された物件308を本件課徴金納付命令の対象としたのは不当であると主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

独占禁止法第7条の2第1項所定の課徴金の対象となる「当該…役務」とは、本件においては、本件合意の対象とされた工事であって、本件合意に基づく受注調整等の結果、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものをいうと解される。

そして、物件308は、平成22年2月19日公告・指名通知がされ、同年3月17日に開札され、同月24日に契約が締結されたところ、同日本件立入検査がされたものであり、本件合意の対象とされた物件であることは明らかであって、本件合意に基づく受注調整の結果、原告が落札した上で契約を締結しており、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものと認められるから、課徴金算定の対象となる工事という

べきである。

㊦ **争点5（本件各命令の発出手続等は適法か）について**

原告は、本件排除措置命令は、本件合意の内容について、「公正取引委員会の認定した事実」を示しているとはいえず、独占禁止法第49条第1項に違反し、本件課徴金納付命令は、「課徴金に係る違反行為」を示しているとはいえず、独占禁止法第50条第1項に反し、本件各命令は、いずれも取り消されるべきであると主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

独占禁止法第49条第1項が排除措置命令書に「公正取引委員会の認定した事実」を付記すべきものとしているのは、公正取引委員会の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、排除措置命令の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるためのものと解される。このような趣旨・目的に鑑みれば、排除措置命令書に記載すべき「事実」とは、違反行為に関する認定事実のほか、いかなる事実関係に基づき排除措置が命じられたのかを名宛人においてその記載自体から了知し得るものでなければならない。

これを本件についてみると、本件排除措置命令書の記載から、いかなる行為をしたことによって本件排除措置命令を発せられたのかを了知することは可能であり、同命令に対する不服申立てに十分な便宜を与える程度に記載されていると認められ、本件排除措置命令は相当であって、本件各命令は適法である。

イ **訴訟手続の経過**

本件は、原告による上告及び上告受理申立てにつき、平成30年度末現在、最高裁判所に係属中である。

(7) **植野興業(株)ほか6名（注）による審決取消請求事件（平成29年（行ケ）第17号）（第1表一連番号8）**

（注）なお、原告峽東建設(株)については、平成30年4月26日、訴えの取下げにより終了した。

ア **主な争点及び判決の概要**

㊦ **本件合意の存在について**

原告らは、本件合意が存在したとする本件審決の認定判断は、実質的証拠を欠いており、事実誤認の違法があり、仮に、本件合意の存在が認められたとしても、総合評価落札方式による工事は、本件合意の対象とはなり得ないなどと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

a **本件合意の存在の認定における実質的な証拠について**

本件審決が認定した事実は、本件30社の代表者等の供述調書のほか、多数の客観的な証拠によって裏付けられており、前記事実に基づいて本件合意の存在を認定した本件審決の判断には実質的証拠がある。

b **供述調書の信用性について**

本件30社の代表者等の供述調書は、被告の審査官が供述者から聴取した内容を要約して作成したものであるから、複数の供述調書で同様の表現が用いられてい

たとしても、そのことのみをもって直ちに信用性がないとはいえない。

c 個別工事における受注調整について

原告らにおいて本件合意の内容に沿った受注調整又は受注調整に関わる行為を行っていたことは、原告らの代表者等もその供述調書において認めているほか、原告ら以外の代表者等の供述調書及びその他客観的な証拠によっても裏付けられている。

d 平均落札率について

本件審決は、平均落札率が高いことのみをもって本件合意の存在を認定したのではなく、推認の一事情として考慮し、本件合意の存在を推認できる他の事実とを総合考慮して本件合意の存在を認定したものである。

原告らは、本件立入検査後の平均落札率が本件対象期間中の平均落札率よりも高いか又は有意な差がないことからして、本件対象期間中に受注調整は行われていなかったと推認すべきであると主張するが、違反行為終了後にも違反行為の効果が残存することは珍しくなく、直ちに自由かつ公正な競争が回復するとは限らないから、原告らの前記主張は採用できない。

e 総合評価落札方式による工事について

原告らは、総合評価落札方式による工事は、本件合意の対象に含まれていないと主張する。しかし、本件合意は、塩山地区特定土木一式工事について、受注価格の低落防止を図るため、受注予定者をあらかじめ決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるようにするという内容の取り決めであり、特定の発注方法を前提とするものではない。総合評価落札方式が導入された後も、自社及び他社の評価点を予想することが可能であれば、同方式による工事について受注調整を行うことは可能であり、実際に同方式が導入された平成19年頃以降、同方式による工事についても受注調整が行われている。したがって、原告らの前記主張は採用できない。

(4) 「一定の取引分野」該当性について

原告らは、原告らが山梨県から受注する工事には、土木工事、治山工事、林道工事及び農務工事の4種類の工事があり、これら4種類の工事は、それぞれ個別の取引分野であり、これらの工事分野を超えて、「塩山地区特定土木一式工事に係る入札市場」という取引分野は存在しないと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

本件30社が山梨県から受注した工事には4種類の工事があり、発注部署や工事内容等を異にするものの、山梨県はこれらの工事を区別することなく「土木一式工事」として発注しており、本件30社は、有資格者名簿に登載され、いずれの工事についても施工能力を有していた。本件合意及びこれに基づいて行われた受注調整において、前記4種類の工事が区別されていた形跡はうかがわれないから、本件対象期間における塩山地区特定土木一式工事に係る入札市場は「一定の取引分野」に該当する。

㉞ 「当該役務」該当性について

原告らは、独占禁止法第7条の2第1項所定の課徴金の対象となる「当該役務」に該当するというためには、被告において、受注調整の結果、具体的に競争制限効果が発生したこと等を主張立証する必要があるところ、被告は、その主張立証を尽くしていないなどと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

a ①ないし⑤の事情（注：判決が摘示する本件審決の認定した事実）を総合すると、塩山地区特定土木一式工事に該当し、かつ本件30社のうちいずれかが入札に参加して受注した工事については、当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情のない限り、本件合意に基づく受注調整が行われ、具体的な競争制限効果が発生したと推認できるとした本件審決の認定判断は合理的である。

b 具体的競争制限効果の発生を否定する特段の事情の存否について

(a) 総合評価落札方式による工事

総合評価落札方式の場合には、入札価格のみによって落札者が決まるものではないことなどから、落札者の入札価格が次点の事業者よりも高いか又は同額であることをもって、具体的競争制限効果の発生を否定する特段の事情があるとはいえない。

(b) 2社以上で落札を争った工事

受注調整によって絞り込みが行われた場合には、仮に絞り込みが行われた受注参加者の間で競争が行われたとしても、競争が制限された状況が生じていることに変わりはないから、具体的な競争制限効果が発生しているとの推認を覆すには足りない。

(c) 落札率が90%未満の工事

落札率が90%未満の工事の中にも、本件合意に沿った受注調整が行われたことが認められる工事、落札者以外の入札参加者に受注意欲がなく、落札者に協力したことがうかがわれる工事が含まれていることに照らすと、落札率が90%未満であることをもって、当該工事において受注調整が行われていないと推認することはできない。

(d) アウトサイダーが入札に参加した工事

本件対象工事のうち、アウトサイダーが入札に参加した工事の中に、アウトサイダーが落札したものはなく、各工事の落札率も相当高いことからすると、アウトサイダーが入札に参加していることをもって、入札に参加した事業者間で実質的な受注競争が行われていたと推認することは困難である。

(e) その他

入札参加者の評価や入札価格が僅差であることなどは、受注調整が行われた事実と矛盾するものではなく、具体的競争制限効果の発生を否定する特段の事情があるとは認められない。

㉟ 課徴金算定の前提となる実行期間について

原告らは、独占禁止法第7条の2第1項の「実行としての事業活動がなくなる

日」とは、「実行としての事業活動がそれ以降行われなことが明確化した日」と解すべきであるなどと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

違反事業者に対し金銭的不利益を課すことによって違反行為を防止するという課徴金制度の趣旨に照らすと、「実行期間」の終期である「実行としての事業活動がなくなる日」とは、違反行為の終了日ではなく、違反行為者につき、それぞれ違反行為に係る事業活動が終了したと認められる日をいうものと解される。そうすると、原告植野興業及び同高野建設については、違反行為終了前に行われた一般競争入札に基づく最後の契約が締結された平成22年3月30日をもって「実行としての事業活動がなくなる日」（実行期間の終期）と認定するのが相当である。また、前提となる事実関係が異なる以上、事業者ごとに実行期間が異なるのは当然であり、課徴金制度の趣旨に照らしても、受注調整をしていた事業者間で統一的な処理が必要であるとはいえない。

イ 訴訟手続の経過

本件は、原告らによる上告及び上告受理申立てにつき、平成30年度末現在、最高裁判所に係属中である。

(8) 友愛工業(株)による審決取消請求事件（平成29年（行ケ）第32号）（第1表一連番号9）

ア 主な争点及び判決の概要

⑦ 争点1（原告が本件合意に加わっていたことを立証する実質的証拠があるか）について

原告は、本件審決において、原告が受注調整行為に加わっていたと認定されているが、原告が入札に参加することや工事の受注を希望することなどを連絡したことはなく、執行部から入札に関する連絡を受けたこともなく、ましてや原告が受注調整行為を行っていたことはないのであって、本件審決の前記認定は、以下に述べる証拠等を正當に評価せず、恣意的な判断によるものといわざるを得ないなどと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

a 本件審決が認定に用いた証拠によれば、被告が①ないし⑧の各事実（注：判決が摘示する本件審決の認定した事実）を認定したことは合理的であり、前記①ないし⑧の諸事情を総合すると、本件合意が成立していたと認定したことも合理的であるというべきであるから、本件審決による本件合意の存在の認定については、それを立証する実質的な証拠があるものと認められる。

b 《A1》社長と原告代表者との関係が良好ではなく、平成17年に前記のような出来事があったとしても、21社の他の事業者との間までが同様の状況にあったことをうかがわせる証拠は見当たらない上、21社には受注価格の低落防止という共通の利害関係があり、少なくとも本件土木一式工事の入札に関しては協力する関係にあったとしても不合理ではない。現に、石和支部等と一定の距離を置くようにしていた等と述べる21社のうちの複数社の代表者が、本件合意の枠内で行動し

ていたことや、《E》事務員に入札への参加の予定につき連絡をしたことがあることや、他の事業者から受注予定者であるという趣旨の連絡を受けたこともあることを認めている。

しかも、(株)栗田工業の《D2》元社長は、受注調整のために連絡を取り合った相手の中に原告の営業担当がいたことを供述しており、証拠によれば、原告が石和支部等に入札の連絡をしていたことが見て取れるのであって、原告の前記主張を採用することはできない。

- c 本件対象期間に発注された158物件は、いずれも21社又は21社のいずれかで構成されるJVが受注しており、その平均落札率が94.0%と高いことは、受注価格の低落防止という本件合意の目的が達成された結果であることをうかがわせるものであって、本件審決が、このことを他の事情とともに総合考慮することによって、本件合意の存在を推認したことは合理的であるといえる。他方、平均落札率は、21社による落札率の平均であるから、事業者ごとの平均落札率を個別にみれば、21社の中に前記の平均落札率を下回る事業者が存在することはあり得ることであって、他の事業者よりも平均落札率が低いというだけでは、直ちに、原告が本件合意に参加していたことについての推認を覆すに足りるものとはいえない。
- d 本件審決が、本件合意の対象に総合評価落札方式を用いた一般競争入札の方式によって発注された工事も含まれることをその引用する証拠によって認定したことは、合理的であるというべきである。

総合評価落札方式においては、入札参加者の評価点を正確に把握することによって一定の困難を伴うといえるが、過去の事例などを基にある程度の予想をすることは可能であって、これを互いに連絡し合うこと等によって受注調整を行うことは可能であるものと認められる。そして、総合評価落札方式において落札者を決める基礎とされる評価点は、標準点と加算点の和に比例し、入札価格に反比例する関係にあるから、ある程度予想された評価点を基に、前記の関係を考慮して、入札価格を決めること等によって、受注予定者による受注を可能にすることができるのであって、実際にも、総合評価落札方式を用いた一般競争入札においても受注調整が行われたことを示す客観的な証拠が存在する。

(4) 争点2（物件61、同65、同105、同138、同143及び同146の工事について課徴金の対象に含まれるか）について

原告は、本件対象工事のうち物件61、同65、同105、同138、同143及び同146については、風間建設(株)が受注調整の一切を明確に拒否していた物件68、同98及び同101と同様の事情があることに加え、原告が入札し、低価格で落札することがある程度想定される工事であったという事情があるため、前記の3物件と同様に課徴金の対象とはならないと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

本件審決においては、独占禁止法第7条の2第1項に規定する課徴金の対象となる当該役務とは、本件においては、本件合意の対象とされた工事であって、本件合意に基づく受注調整等の結果、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものをいうと解されるとした上で、21社は、遅くとも平成18年4月1日以降、本件土木一式

工事について、受注価格の低落防止を図るため、本件合意の下で受注調整を行っていたものであり、①ないし⑥の事情（注：本件審決が認定した事実）に照らすと、本件土木一式工事の全てを受注調整の対象とするのが合理的であることを根拠として、本件土木一式工事に該当し、かつ、21社のいずれかが入札に参加して受注した工事については、当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情のない限り、本件合意に基づく受注調整が行われ、具体的な競争制限効果が発生したものと推認するのが相当であるとの認定判断がされたが、被告が前記①ないし⑤の事実を認定したことは合理的であって、これらの認定事実に加えて、44物件に係る工事について、発注方法、発注担当部署、工事内容及び発注時期において特段の偏りがみられないこと及び⑥記載の者の中に本件土木一式工事に該当する特定の工事について本件合意に基づく受注調整が行われなかった旨を供述している者がいないこと等を併せ考慮すると、本件審決が採用した前記の推認方法も合理的であるというべきである。そうすると、本件審決における事実の認定については、それを立証する実質的な証拠があるものと認められる。

本件対象工事は、いずれも独占禁止法第7条の2第1項に規定する当該役務に該当すると認められるから、これらが本件課徴金納付命令の対象となつた本件審決の判断に誤りはない。

イ 訴訟手続の経過

本件は、原告による上告及び上告受理申立てにつき、平成30年度末現在、最高裁判所に係属中である。

(9) ㈱中村工務店による審決取消請求事件（平成29年（行ケ）第34号）（第1表一連番号11）

ア 主な争点及び判決の概要

⑦ 本件審決において認定した事実について

原告は、本件審決における事実の認定に供された供述証拠のうち、少なくとも峡東林務環境事務所発注物件に係る受注調整とこれに原告が関与したことが記載されている部分は、審査官の誘導により具体性のない憶測を述べたものであり、また、石和支部の《E》事務員の供述調書については、帰宅を急ぎ、あるいは、審査官に逆らったら逮捕されるかもしれない恐怖の下に供述を求められて作成されたものであって、いずれも証明力、さらには証拠能力のない証拠であることが明らかであると主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

確かに、一部の供述調書にはいわゆる伝聞供述が含まれているものの、審査官から誘導されたり、根拠のない憶測を述べたことはいかかわらず、むしろ、峡東林務環境事務所発注物件のうち物件60、137及び174については、受注調整が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在し、物件93、143及び147についても客観的な証拠が存在する。特に、そのうち物件60、137及び174については、原告自らが保管していた客観的な証拠も存在しているのであって、かかる客観的な証拠に沿う前記各供

述調書は、証拠能力があるのはもとより、その信用性も肯定することができる。また、《E》事務員の供述調書については、同人の陳述書及び同人の参考人尋問における陳述によれば、前記供述調書の一部の表現が不正確である点と、受注を希望する業者が受注していたので執行部を中心とした話合いにより受注業者を決めていたと思う旨の記載について、かかる供述をした記憶はなく、執行部を中心とした話合いにより受注業者を決めていたとの認識もない旨を陳述しているが、前記供述調書中の石和地区で一般競争入札又は指名競争入札の方法により土木工事の入札が実施される場合、業者から入札に参加し、さらには受注を希望するといった連絡を受けていた旨、これらの入札情報を入札参加者等取りまとめ表に記載していた旨や、かかる情報データの管理方法や廃棄方法などといった事実関係については、前記供述調書中の供述内容は具体的で、それを裏付ける客観的な証拠も多数存在していることからすれば、前記陳述書や参考人尋問における陳述よりも合理的で信用性が高く、実際の体験に基づく供述と認められるから、供述内容全体について、証拠能力があるのはもとより、その信用性も認められる。

また、原告ら11社のうち一部の業者の代表者等の陳述書及び代表者尋問・参考人尋問における陳述中には、各認定事実に反する部分があるが、いずれも、自身に関する客観的な証拠について、あいまい又は納得し難い不合理な説明に終始していることに照らせば、信用することができない。

さらに、前記事実の認定に供された証拠は、①同じ建設業界支部に所属し、本件違反行為若しくはこれと同様の行為に関与し若しくは関与したことのある業者の担当者又はその支部の事務職員による供述調書で、自社のみならず、その支部に所属する関係業者の不利益な事実の承認を内容とするものであるところ、かかる供述内容が本件各命令の理由とされ、自社のみならず関係業者に多大な不利益を与えるかもしれないことを承知で、あえて虚偽の事実を述べるような動機が存在したことはうかがわれず、②それらの供述に沿う客観的な証拠も多数存在していることに加え、③158物件は、いずれも関係業者21社が受注し、158物件の平均落札率が94.0パーセントとの高さであったという客観的な事実も併せると、これらの証拠が相互に補い合って信用性をより高めているということができるのであって、このような証拠に基づいて前記各事実を認定したことは合理的であり、それを立証する実質的な証拠があるものと認められる。

④ 峡東林務環境事務所発注工事については受注調整自体が存在しなかったとの主張について

原告は、(株)飯塚工業及びこれと同調する会社と対立関係にあり、また、峡東林務環境事務所発注物件について、落札率が低い上、いわゆるアウトサイダーの参加する物件も多く存在するため、受注調整が行われたとすることには無理があると主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

- a 仮に、原告と(株)飯塚工業らとの関係が良好でなかったとしても、これらの業者が反目し合いながらも受注価格の低落防止といった共通の利益を図るため、本件合意の内容に従った行動を採ったり、他の業者にこれを期待したりすることはあ

り得るところであり、むしろ、物件140の橋梁工事について、原告の《F1》社長と榎飯塚工業が話し合っこれを榎飯塚工業が落札したこと等が認められるのであって、これらの事実にも照らせば、前記物件を含めて原告と榎飯塚工業らとの間で受注について話し合いをすることはなかったとの主張は採用することができない。

- b 一般に、落札率が低い工事が存在したとしても、受注調整によって受注予定者が1社に絞り込めず、2社以上で落札を争った結果、落札率が低下することはあるし、総合評価落札方式の工事においても、受注予定者が最も高い評価値を得ることができるよう入札価格を低めに設定した結果、落札率が低下したり、あるいは、受注調整に非協力的な業者が存在する物件について、受注予定者がこれを警戒して低めに入札価格を設定した結果、落札率が低下したりすることはあり得るところである。しかも、峽東林務環境事務所発注物件のうち物件60、93、137、143、147及び174については、受注調整が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在し、そのうち物件60、137及び174については、原告自らが保管していた客観的な証拠も存在しているのであるから、前記の落札率から峽東林務環境事務所発注物件について受注調整が存在したとの認定が左右されるということとはできない。また、アウトサイダーが受注した物件について受注調整が存在しなかったと認めるに足りる証拠はなく、アウトサイダーの中に低価格で入札するなど競争的な行動をとった業者が存在した形跡はうかがわれないことにも照らすと、同事務所発注物件にアウトサイダーの参加する物件が多く存在したとしても、同事務所発注物件について受注調整が存在したとの前記認定は左右されない。

したがって、原告の前記主張は、本件審決の認定判断の合理性を左右するものとはいえない。

- ㊦ 原告は、平成19年3月以降に入札に参加した石和地区特定土木一式工事について、被告が主張するような受注調整に関与していなかったとの主張について

原告は、平成19年3月以降、それまでの平均落札率は5パーセント超も下落し、それまで皆無であった落札率90パーセントを下回る極めて低い落札率の物件が全体の4分の1強を占めるに及んでいるから、少なくとも同月以降は被告が主張するような受注調整が行われていないことは明白であると主張し、また、原告は、単に他の業者が原告の落札に協力し又は他の業者の落札に原告が協力したとか、地域性や継続性があるとか、落札率が高いなどの理由だけで、受注調整が存在したと推認することは許されない旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

- a 受注調整が行われても落札率が低くなる可能性があること、その要因の一つである受注調整に非協力的な業者として、平成19年7月頃から平成20年秋頃までの間、風間建設(株)がその態度を明らかにしていたことから、前記の平均落札率の推移等からは直ちに前記工事について受注調整が存在したとの認定は左右されない。
- b 原告が主張するような入札参加業者の思惑や行動は、石和地区特定土木一式工事について受注調整が存在し、これに原告が関与したとと相反するものとは解

されない。前記認定の各事情が認められる本件においては、石和地区特定土木一式工事に該当し、かつ、21社のうちいずれかが入札に参加して受注した工事については、当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情のない限り、本件合意に基づく受注調整が行われ、具体的競争制限効果が発生したものと推認するのが相当であるところ、そのうち原告が入札に参加した物件について、本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情があると認めるに足りる証拠はない。原告の主張は、原告が入札に参加した物件について特段の事情のない限り本件合意に基づく受注調整が行われたと合理的に推認されるにもかかわらず、被告に更なる立証が必要であることを前提とするものであって、その前提自体が失当といわざるを得ない。

したがって、原告の前記主張も、本件審決の認定判断の合理性を左右するものとはいえない。

④ 本件合意が存在しないとの主張について

原告は、石和支部での執行部の変遷、勢力争い、発注形態の変更、平均落札率の変化等を挙げ、受注調整の存在したことを認定することができない旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

本件審決で認定した事実には、これを認定する実質的な証拠があり、その事実によれば、本件合意の存在が認められるとともに、石和地区特定土木一式工事に該当し、かつ、21社のうちいずれかが入札に参加して受注した工事については、当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情のない限り、本件合意に基づく受注調整が行われ、具体的競争制限効果が発生したものと推認するのが相当であるところ、原告の主張するところは、いずれも、その大部分が受注調整が存在したとの認定を左右し得ない事情を繰り返して主張するものにすぎず、その余の主張も前記認定を左右し得ないものであって、本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情とは認められない。原告の前記主張は、本件対象期間、石和地区特定土木一式工事について、本件合意に基づく受注調整が行われたと合理的に推認されるにもかかわらず、被告に更なる立証が必要であることを前提とするものであって、その前提自体が失当といわざるを得ない。

したがって、原告の前記主張も、本件審決の認定判断の合理性を左右するものとはいえない。

イ 訴訟手続の経過

本件は、上訴期間の経過をもって確定した。

3 最高裁判所における決定

(1) 積水化成工業(株)ほか1名による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成30年（行ツ）第235号、平成30年（行ヒ）第256号）（第1表一連番号1）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められな

いとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

(2) カネカケンテック㈱ほか1名による審決取消請求上告受理事件（平成30年（行ヒ）第312号）（第1表一連番号2）の決定の概要

最高裁判所は、本件は民事訴訟法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告不受理の決定を行った。

(3) ㈱天川組による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成30年（行ツ）第275号，平成30年（行ヒ）第305号）（第1表一連番号5）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

第2 排除措置命令等取消請求訴訟

1 概要

平成30年度当初において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟（注1）は7件であったところ、同年度中に新たに3件の排除措置命令等取消請求訴訟が東京地方裁判所に提起された（このうち1件については併せて執行停止の申立てがなされた。）。

これら平成30年度の係属事件10件（注2）のうち、同年度中に原告の請求を棄却する判決が4件（うち1件は同年度中に原告が控訴，残り3件は同年度末時点で上訴期間中であつたが、その後、いずれも原告が控訴している。），原告の請求を一部認容する判決が1件（同年度末時点で上訴期間中であつたが、その後、控訴期間の経過をもって確定した。）あつた。

以上のとおり、平成30年度に終了した排除措置命令等取消請求訴訟はなかつたので、同年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は10件であつた。

なお、前記執行停止の申立て1件については、平成30年度中に東京地方裁判所において却下決定が出され、その後、即時抗告されたところ、同年度中に東京高等裁判所において棄却決定が出され、確定した。

（注1）平成25年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成25年法律第100号〕をいう。）により審判制度が廃止されたことに伴い、平成27年度以降、独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟は、東京地方裁判所に提起する制度となっている。

（注2）排除措置命令等取消請求訴訟の件数は、訴訟ごとに裁判所において付される事件番号の数である。

第2表 平成30年度に係属していた排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連番号	件名	事件の内容	関係法条	判決等
1	ルビコン㈱による件	アルミ電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた（課徴金額 10億6774万円）。（排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 平成28年 3月29日 提訴年月日 平成28年 9月23日 判決年月日 平成31年 3月28日 （請求棄却，東京地方裁判所） 平成30年度末時点 上訴期間中 （控訴年月日 平成31年4月10日）

一連番号	件名	事件の内容	関係法条	判決等
2	ニチコン㈱による件	アルミ電解コンデンサ及びタンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた（課徴金額 36億4018万円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	措置年月日 平成28年 3月29日 提訴年月日 平成28年 9月26日 判決年月日 平成31年 3月28日 （請求棄却，東京地方裁判所） 平成30年度末時点 上訴期間中 （控訴年月日 平成31年4月12日）
3	松尾電機㈱による件	タンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた（課徴金額 4億2765万円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	措置年月日 平成28年 3月29日 提訴年月日 平成28年 9月27日 判決年月日 平成31年 3月28日 （請求一部認容，東京地方裁判所） 平成30年度末時点 上訴期間中 （平成31年4月13日確定）
4	奥村組土木興業㈱による件	東日本高速道路㈱東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。 （排除措置命令取消請求事件及び執行停止申立事件）	独占禁止法 第3条後段	措置年月日 平成28年 9月 6日 提訴年月日 平成28年 9月28日 申立年月日 平成28年 9月29日 決定年月日 平成28年12月14日 （執行停止の申立てについて，却下決定〔確定〕，東京地方裁判所）
5	常盤工業㈱による件	東日本高速道路㈱東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた（課徴金額 5544万円）。 （課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法 第7条の2 （第3条後段）	措置年月日 平成28年 9月 6日 提訴年月日 平成29年 3月 3日 判決年月日 平成30年11月 8日 （請求棄却，東京地方裁判所） 控訴年月日 平成30年11月22日
6	土佐あき農業協同組合による件	なすの販売を受託することができる組合員を支部員又は支部園芸部から集出荷場の利用を了承された者に限定していたところ，次のとおり，組合員からなすの販売を受託していた。 ① 自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者からなすの販売を受託しないこととして，なすの販売を受託していた。 ② 支部員が集出荷場を利用することなく農協以外への出荷を行った場合に徴収される系統外出荷手数料について，自らの販売事業の経費（農協職員の人件費等）に充当していた。 ③ 支部園芸部の定めた罰金等を収受し，これを系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。 （排除措置命令取消請求事件及び執行停止申立事件）	独占禁止法 第19条 （一般指定 第12項）	措置年月日 平成29年 3月29日 提訴年月日 平成29年 5月 2日 申立年月日 平成29年 5月 2日 決定年月日 平成29年 7月31日 （執行停止の申立てについて，却下決定〔確定〕，東京地方裁判所） 判決年月日 平成31年 3月28日 （請求棄却，東京地方裁判所） 平成30年度末時点 上訴期間中 （控訴年月日 平成31年4月11日）
7	㈱富士通ゼネラルによる件	消防救急デジタル無線機器について，納入予定メーカーを決定し，納入予定メーカー以外の者は，納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた（課徴金額 48億円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	措置年月日 平成29年 2月 2日 提訴年月日 平成29年 8月 1日

一連番号	件名	事件の内容	関係法条	判決等
8	(公社) 神奈川県L Pガス協会による件	(公社) 神奈川県L Pガス協会は、切替営業を行う入会希望者の入会申込みについて否決し、もって当該入会希望者が協会団体保険に加入できなくなることにより、神奈川県内のL Pガス販売事業に係る事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限している。(排除措置命令取消請求事件及び執行停止申立事件)	独占禁止法第8条第3号	措置年月日 平成30年 3月 9日 提訴年月日 平成30年 6月25日 申立年月日 平成30年 6月25日 決定年月日 平成30年 7月11日 (執行停止の申立てについて、却下決定, 東京地方裁判所) 抗告年月日 平成30年 7月13日 決定年月日 平成30年 7月17日 (即時抗告について、棄却決定[確定], 東京高等裁判所)
9	(株)阪急阪神百貨店による件	近畿地区の百貨店業者は、優待ギフト送料の額を引き上げることを合意していた(課徴金額 6758万円)。(課徴金納付命令取消請求事件)	独占禁止法第7条の2(第3条後段)	措置年月日 平成30年10月 3日 提訴年月日 平成30年12月 5日
10	(株)高島屋による件	近畿地区の百貨店業者は、優待ギフト送料の額を引き上げることを合意していた(課徴金額 5876万円)。(課徴金納付命令取消請求事件)	独占禁止法第7条の2(第3条後段)	措置年月日 平成30年10月 3日 提訴年月日 平成31年 3月29日

2 東京地方裁判所における判決等

(1) 常盤工業(株)による課徴金納付命令取消請求事件(平成29年(行ウ)第101号)(第2表一連番号5)

ア 主な争点及び判決の概要

⑦ 本件工事が「当該商品又は役務」(法第7条の2第1項)に該当することについて

本件のように基本合意と個別調整により構成される入札談合の事案において「当該商品又は役務」とは、①基本合意の対象とされた工事であって、②基本合意に基づく受注調整等の結果、③具体的な競争制限効果が発生するに至ったものをいうと解するのが相当であるところ、前記②の要件にいう受注調整手続等は、課徴金の賦課対象となる事業者が直接又は間接に関与したものであることを要するというべきである。

本件工事は本件基本合意の対象であり、原告は調整役の依頼を受け、当初予定していなかった本件工事の競争参加資格申請を行い、本件工事の受注予定者となった鹿島道路(株)と官積を交換したことなどの事情を踏まえれば、原告は、本件工事に係る1回目の入札に向けた受注調整手続に直接関与したというべきである。

加えて、1回目の入札までに行われた受注調整の結果、本件工事について、20社は自由かつ自主的な判断で入札に参加するか否か及び参加する場合の入札価格を決めることができない状況にあったこと、20社のうち本件工事につき競争参加資格申請を行った事業者は、受注予定者とされた鹿島道路(株)、同社が受注できるよう協力するとして原告及び大林道路(株)のみであることなどを考慮すれば、本件工事の入札市場においては、1回目の入札までの受注調整の結果として、具体的な競争制限効果が発生していたと認定するのが相当である。そして、受注予定者となった鹿島道路(株)が書類不備により1回目の入札が無効となり再入札となったものの、再入札の

定めにより、原告のみが再入札に参加することができたことなどが認められる。

以上によれば、再入札の時点で、1回目の入札までの受注調整の影響が消失し完全な競争状態に移行したと認めることは困難であるというべきのみならず、1回目の入札までの受注調整の結果、再入札の時点でも具体的な競争制限効果が発生していたと認定するのが相当であり、本件工事は原告が直接関与した受注調整手続の結果、具体的な競争制限効果が発生したと認められるから、「当該商品又は役務」に該当する。

(4) 結論

以上によれば、本件命令は処分要件を全て満たしており適法であると認められ、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

イ 訴訟手続の経過

本件は、原告による控訴につき、平成30年度末現在、東京高等裁判所に係属中である。

(2) ルビコン(株)ほか2名による排除措置命令等取消請求事件（平成28年（行ウ）第443号，同第447号，同第448号）（第2表一連番号1～3）

ア 主な争点及び判決の概要

(7) アルミ電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨の合意（以下「本件アルミ合意」という。）及びタンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨の合意（以下「本件タンタル合意」という。）は成立したか

a 本件アルミ合意が成立したか

原告ルビコン，原告ニチコン，日本ケミコン(株)及び日立エーアイシー(株)（以下「アルミ4社」という。）は，①過去に同業他社との間で，値上げ活動の状況等に関する情報交換をしつつアルミ電解コンデンサの値上げ活動をしていた経緯があること，②平成22年2月頃までに，不採算製品を中心として販売価格の引上げを実施することを決定し，その決定に関する情報を各会社間で共有したこと，③その後，各会社間で継続的に，値上げ交渉の状況等につき詳細な情報交換をし，これを自社内に持ち帰って共有した上で，一貫して値上げ活動をしていることなどが認められるところ，これらの事情を総合すれば，アルミ4社は，各社が同じような時期に不採算製品を中心として販売価格の引上げをすること，各社が需要者等に提示する価格を教示したり，協議・決定したりすることを通じて，確実にアルミ電解コンデンサの製品を受注できるようにすること及びこのような販売価格の引上げ活動に他社が協力することを認識ないし予測し，これと歩調をそろえる意思が形成されており，アルミ4社相互の間には「意思の連絡」があったと認定するのが相当である。

b 本件タンタル合意が成立したか

原告ニチコン，原告松尾電機，NECトーキン(株)及びホリストーンポリテック(株)（以下「タンタル4社」という。）は，①過去に同業他社との間で，需要者等への値上げ活動の状況等に関する情報交換を継続しつつタンタル電解コンデンサの

値上げ活動をしていた経緯があること、②平成22年3月頃以降同年6月までの間に、それぞれ、販売価格を引き上げる方針を固め、価格引上げに向けて交渉に着手したなどの情報を共有したこと、③その後も販売価格の引上げに関する情報交換を継続していたことなどが認められるところ、これらの事情を総合すれば、タンタル4社は、各社が同じような時期に販売価格の引上げを実施すること、各社が他社の値上げ活動に乗じて自らも販売価格を引き上げることに加えて、このような販売価格の引上げ活動に他社が協力することを認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思が形成されており、タンタル4社相互の間には「意思の連絡」があったと認定するのが相当である。

(4) 本件アルミ合意及び本件タンタル合意の対象商品の範囲について

a 本件アルミ合意が対象とした製品の範囲について

マーケット研究会においては、アルミ電解コンデンサについて、アルミ電解コンデンサ全体、リード線形、チップ形、スナップイン、ネジ端子形及び導電性アルミ電解コンデンサのそれぞれに関し、製造販売業者ごとの各月の受注状況（数量及び金額）を整理した表が配布されており、アルミ電解コンデンサのうちの特定の種類の製品に限った情報交換や特定の種類の製品を除いた情報交換がされていたわけではなかったこと、J E I T Aの会合やSM部会における情報交換や各社の営業担当者らによる個別の情報交換においても、アルミ電解コンデンサのうちの特定の種類の製品に限った情報交換や特定の種類の製品を除いた情報交換がされていたわけではなかったこと、アルミ4社は、アルミ電解コンデンサの販売価格の引上げを決定するに当たり、その対象を特定の種類のものに限ったり、特定の種類のものを除いたりしてはしていないことが認められるから、これらの事情を総合すれば、アルミ4社が本件アルミ合意において対象としていた製品の範囲は、アルミ電解コンデンサ全体であったと認定するのが相当である。

b 本件タンタル合意が対象とした製品の範囲について

(a) 湿式タンタル電解コンデンサ

本件タンタル合意が成立した平成22年当時、タンタル4社の中では原告松尾電機しか製造販売していなかったこと、会合等や各個別の情報交換の場において明示的に湿式タンタル電解コンデンサを含めて情報交換することはなかったことなどが認められるところ、タンタル資材の調達価格の高騰を理由として本件タンタル合意がされた経緯や、原告松尾電機が他のタンタル電解コンデンサと同様、湿式タンタル電解コンデンサについても値上げ活動を行っていたことなどを考慮しても、湿式タンタル電解コンデンサは本件タンタル合意が対象とした製品の範囲に含まれるということとはできない。

(b) マンガン品

タンタル4社の営業担当者は、会合や各個別の情報交換の場において、「ポリマー品」や「マンガン品」を一括りにして情報交換することが多かったことが認められる上、①から⑥までの製品類型（①リード線形のハーメチック品、②リード線形の樹脂ディップ品、③ヒューズ内蔵型でチップ形の樹脂モールド品、④ヒューズ非内蔵型でチップ形の樹脂モールド品、⑤リード線形の樹脂

モールド品、⑥チップ形の簡易樹脂外装品)のうち特定のもののみを一貫して情報交換の対象としたり、一貫して情報交換の対象から外したりしたことを認めるに足りる証拠はない。また、タンタル4社の中では原告松尾電機のみが製造販売していた湿式タンタル電解コンデンサ及びリード線形の樹脂モールド品(前記⑤の製品類型)や、原告ニチコンのみが製造販売していたチップ形の簡易樹脂外装品(前記⑥の製品類型)についても、他のマンガン品と同様、本件タンタル合意の後、前記各社による値上げ活動が行われたことが認められる。

これらの事実からすれば、タンタル4社は、マンガン品全体について、相互に販売価格の引上げを実施することを認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思を有していたというべきであるから、タンタル4社が本件タンタル合意において対象とした製品の範囲は、タンタル電解コンデンサのうちのマンガン品全体であったと認定するのが相当である。

㊦ 結論

以上の次第で、原告松尾電機の請求は一部認容し、その余の原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

イ 訴訟手続の経過

本件は、平成30年度末時点において上訴期間中であった(その後、原告ルビコン及び原告ニチコンが控訴している。原告松尾電機による件は、上訴期間の経過をもって確定した。)

(3) 土佐あき農業協同組合(注)による排除措置命令取消請求事件(平成29年(行ウ)第196号)(第2表一連番号6)

(注)平成31年1月1日付で、土佐あき農業協同組合(以下「土佐あき農協」という。)を含む高知県内の12の農業協同組合が合併し、高知県農業協同組合となったことに伴い、本件の原告は、高知県農業協同組合(土佐あき農協訴訟承継人)となった。

ア 主な争点及び判決の概要

㊦ 土佐あき農協の「相手方」が組合員といえるかについて

一般指定第12項にいう「相手方」とは取引の相手方を意味しており、取引の相手方が誰であるかはその取引の実態に即して判断すべきである。

本件において、販売を受託するなすの授受、その販売の結果として得た金銭の授受、販売受託の実施に必要な人的物的資源や費用の提供は、いずれも農業者又は土佐あき農協ないしその職員が行っており、これらに支部園芸部ないしその職員は介在していない。また、土佐あき農協の定款には、土佐あき農協が組合員のために組合員の生産する物資の販売などの事業を行うことが定められ、販売代金の精算方法や取扱手数料の決定方法は、土佐あき農協の販売業務規程で定められた方法と一致している。

これらの実態に鑑みれば、土佐あき農協は、組合員たる農業者からなすの販売を受託していたと認めることができ、土佐あき農協にとって組合員はなすの販売受託の「相手方」(一般指定第12項)であるといえる。

㊦ 土佐あき農協が組合員の事業活動を「拘束する条件をつけて」組合員と取引していたかについて

一般指定第12項にいう拘束があるというためには、必ずしもその取引条件に従うことが契約上の義務として定められていることを要せず、それに従わない場合に何らかの不利益を伴うことにより現実にもその実効性が確保されていれば足りるというべきである。

土佐あき農協管内の大半の支部園芸部は、規約において、支部員が支部園芸部の勧告を無視して系統外出荷を続けた場合には、除名又は出荷停止の処分をすることができる旨定めていた。また、土佐あき農協は、集出荷場への出荷以外の方法でなすの販売を受託し、園芸連に販売を再委託することはなかったところ、支部員が支部員資格の停止処分を受けた際に、その者が機械設備ひいては集出荷場を利用することができないようにしていた。これらによれば、土佐あき農協は、なすの販売を受託することができる組合員を支部員等に限定しており、支部園芸部から除名等された者からなすの販売を受託しないこととしていたと認められる。

系統外出荷手数料や罰金の徴収を定めていたのは、系統出荷率を可及的に増加させることを目的とした支部園芸部であるが、これが土佐あき農協の園芸販売事業の事業計画重点実施事項に沿うものであることに照らせば、土佐あき農協は、なすの販売を委託しようとする組合員（農業者）をして、系統外出荷を理由に除名されるなどした者から委託を受けないという条件、系統外出荷を行った場合に系統外出荷手数料及び罰金を収受するという条件という、組合員が土佐あき農協以外の者になすを出荷することを制限（拘束）する条件を付して、なすの販売受託をしていたというべきである。

㊧ 本件行為が「不当に」拘束する条件をつけた取引に当たるかについて

一般指定第12項にいう拘束条件付取引の内容は様々であり得るから、その形態や拘束の程度等に応じて公正な競争を阻害するおそれがあるかを判断し、それが公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあると認められる場合に、初めて相手方の事業活動を「不当に」拘束する条件を付けた取引に当たるものというべきである。

そして、市場における有力な事業者が、取引先事業者に対し、自己の競争者と取引しないよう拘束する条件を付けて取引するなどの行為を行うことにより、市場閉鎖効果、すなわち新規参入者や既存の競争者にとって、代替的な取引先を容易に確保することができなくなり、事業活動に要する費用が引き上げられるなどといった新規参入や既存の競争者が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合には、公正な競争を阻害するおそれがあるというべきである。市場閉鎖効果が生じるか否かの判断に当たっては、具体的行為や取引の対象、地域、態様等に応じて、当該行為に係る取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討した上で、ブランド間及びブランド内の競争の状況、垂直的制限行為を行う事業者の市場における地位、当該行為の対象となる取引先事業者の事業活動に及ぼす影響、当該取引先事業者の数及び市場における地位を総合的に考慮して判断すべきである。

本件行為によって市場閉鎖効果が生じるかを検討する際には、土佐あき農協管内

及びその周辺地域におけるなすの販売受託における市場閉鎖効果につき検討することが相当であるところ、①土佐あき農協はその管内及びその周辺地域におけるなす販売受託の取引市場において特に有力な事業者であるといえること、②高知県のなすの9割近くの圧倒的多数を生産する土佐あき農協管内のなす農家のうち相当数の者に対し、本件行為による拘束が及んでいたことに加え、商系業者において本件行為の拘束が及ばないなす農家から、これに代わる十分な量のなすを集荷することは困難と推認することができることからすると、土佐あき農協の本件行為によって、集荷するなすのほとんどを土佐あき農協管内から集荷している商系業者にとっては、取引機会が減少するような状態がもたらされるおそれ、すなわち市場閉鎖効果が生じたといわざるを得ない。

これに対し、原告は、本件行為について、産地間競争の促進等の正当な目的があるから、本件行為は正当化されるなどと主張するが、公正かつ自由な競争が促進されるためには、各取引段階において公正かつ自由な競争が確保されていることが必要であるというべきであって、産地間競争の促進のための垂直的制限行為によって、産地内競争の減少・消滅等の競争阻害効果が生じる場合があることもまた明らかであることに照らせば、産地間競争の促進という目的があることのみをもって、土佐あき農協管内又はその周辺地域におけるなすの販売受託の市場における競争を阻害することが正当化されるということとはできない。

Ⅱ 結論

以上によれば、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

イ 訴訟手続の経過

本件は、平成30年度末時点において上訴期間中であつた（その後、原告が控訴している。）。

(4) (公社)神奈川県LPガス協会による執行停止申立事件（平成30年（行ク）第260号）の決定（第2表一連番号8）

ア 主な争点及び決定の概要

⑦ 本件排除措置命令により重大な損害が生じ、それを避けるため緊急の必要があるか

本件においては、次のとおり、本件排除措置命令によって申立人に重大な損害が生じ、それを避けるために緊急の必要があるとは認められない。

a 申立人のLPガス販売事業への影響について

申立人は、本件排除措置命令の風評被害により、LPガス販売事業の取引が減少し、全国の業界内における申立人の立場が蔑ろにされ、消費者団体等との協議や連携ができなくなる危険性が高いなどと主張するが、申立人の主張する風評被害の内容が抽象的なものにとどまっていることに加え、同主張を認めるに足りる的確な疎明資料はない。

b 結社の自由等が制限されるおそれについて

申立人は、本件排除措置命令に従い入会希望者の入会申込みを可決すると、申立人の法人目的に賛同し得ない入会希望者の入会を認めることとなり、それ自体が結社の自由等を制限する重大な損害であるなどと主張するが、同主張に係る損害は抽象的なものにとどまる上、本件排除措置命令は切替営業を行っている入会希望者の入会申込みを否決する行為を禁止するにすぎないものであり、結社の自由等を制限する重大な損害を生じさせるなどとは到底いえない。

c 申立人への刑事罰等の制裁について

申立人は、入会希望者の入会申込みを否決すると、本件排除措置命令に違反したとして刑事罰等の制裁を受け、新たな風評被害が生じかねないなどと主張するが、独占禁止法第90条第3号は排除措置命令が確定した後においてこれに従わないものを処罰する規定であるところ、本件において、申立人は本案事件の訴えを提起しており、本件排除措置命令はいまだ確定していないから、申立人が同号により処罰されるなどの事態を回避する緊急の必要があるとはいえない。

(4) 結論

以上によれば、本件申立ては理由がないからこれを却下することとし、主文のとおり決定する。

イ 訴訟手続の経過

本件は申立人が即時抗告を行ったところ、東京高等裁判所は後記 **3** のとおり決定を行った。

3 東京高等裁判所における決定

(公社)神奈川県LPガス協会による執行停止申立却下決定に対する抗告事件(平成30年(行ス)第60号)の決定(第2表一連番号8)

東京高等裁判所は、原決定のとおり本件排除措置命令によって抗告人に重大な損害が生じ、それを避けるために緊急の必要があるとは認められないから、本件申立ては却下すべきであると判断して、抗告棄却の決定を行った。

第3 その他の公正取引委員会関係訴訟

1 概要

平成30年度当初において係属中のその他の公正取引委員会関係訴訟(審決取消請求訴訟及び排除措置命令等取消請求訴訟以外の訴訟で公正取引委員会が処分行政庁又は所管行政庁であるものをいう。以下同じ。)は1件であったところ、同年度中に新たに提起された事件はなかった。

この平成30年度の係属事件1件について、同年度中に原告の請求を棄却する判決(同年度中に原告が控訴)があった。

この結果、平成30年度末時点において係属中の訴訟は1件となった。

2 平成30年度に係属していたその他の公正取引委員会関係訴訟

(1) 事件の表示

損害賠償等請求事件

原告 X

被告 国

提訴年月日 平成26年7月22日

一審判決年月日 平成30年12月7日（請求棄却，東京地方裁判所）

控訴年月日 平成30年12月21日（一審原告）

(2) 事案の概要

本件は，防衛省航空自衛隊が発注する什器類の製造業者らによる入札談合に関し，原告が，防衛省の調査報告書等により名誉を棄損されたとして慰謝料の支払及び防衛省のホームページへの謝罪文の掲載を求めるとともに，防衛省による違法な損害賠償請求により損害を被ったとして損害賠償を求めるものである。

(3) 判決の概要

東京地方裁判所は，防衛省が調査報告書等を公表（本件公表）したことが国家賠償法第1条第1項の適用上違法であるか否か（争点①）について，国家賠償法第1条第1項にいう違法とは，権利ないし法益の侵害があることを前提に，公権力の行使に当たる公務員が，その権利ないし法益を侵害され得た個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することであり，当該公務員が通常尽くすべき注意義務を果たすことなく，漫然と当該行為をしたと認め得るような事情がある場合に限り，違法の評価を受けるものと解するのが相当であるところ，本件において，防衛大臣又は防衛省の職員が職務上通常尽くすべき注意義務を果たすことなく漫然と本件公表を行ったとは認められないから，本件公表は国家賠償法第1条第1項の適用上違法とは認められないとし，また，防衛省が原告に対して行った損害賠償請求（本件損害賠償請求）が国家賠償法第1条第1項の適用上違法であるか否か（争点②）について，本件損害賠償請求は，不法行為（民法第709条）に基づく損害賠償請求であって，純然たる私経済作用ということができ，それが公権力の行使に当たるといえることはできないから，原告の主張は失当であるとし，原告の請求を全て棄却した。

(4) 訴訟手続の経過

本件は，平成30年12月7日，東京地方裁判所が請求を棄却する判決を下したため，原告は同月21日，控訴を行った。

この結果，平成30年度末現在，東京高等裁判所に係属中である。

第4 独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

平成30年度当初において係属中の独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟は5件であったところ，同年度中に新たに提起された事件はなかった。

これら平成30年度の係属事件5件のうち、最高裁判所が上告棄却及び上告不受理の決定をしたことにより終了したものが1件、大阪高等裁判所に係属していたものについて訴えの取下げを行ったことにより終了したものが1件、神戸地方裁判所に係属していたものについて和解により終了したものが1件あった。

この結果、平成30年度末時点において係属中の訴訟は2件となった。

第3表 平成30年度に係属していた独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

裁判所 事件番号 提訴年月日	内 容	判 決 等
東京地方裁判所 27(ワ)9337 平成27年4月3日 ↓ 東京高等裁判所 28(ネ)5514 平成28年10月20日 ↓ 最高裁判所 30(オ)177 30(受)223 平成29年11月8日	太陽電池に用いられるポリシリコンの供給者である被告らが、優越的地位を利用して原告に対し一方的に、10年にわたり固定の長期契約価格で購入する旨や転売禁止の旨等を含む不利な契約を設定し実施している行為は、優越的地位の濫用に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	平成28年10月6日 訴え却下 平成29年10月25日 控訴棄却 平成30年10月23日 上告棄却及び上告 不受理
大阪地方裁判所 28(ワ)229 平成28年1月13日 ↓ 大阪高等裁判所 30(ネ)1142 平成30年4月10日	医薬部外品、化粧品の製造者である被告が、「定価」より低い価格で被告の商品をインターネットで販売している原告に対し、平成27年4月に発売された新商品の供給を行わなかったこと、及び平成28年4月以降従来品の供給も停止するとしていることは、再販売価格維持行為に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	平成30年3月23日 請求棄却 平成30年6月5日 控訴取下げ
東京地方裁判所 28(ワ)20683 平成28年6月23日 ↓ 東京高等裁判所 30(ネ)2793 平成30年5月23日 ↓ 最高裁判所 31(オ)216 31(受)263 平成30年11月7日	原告は、訴外Aとの間で、LPガス供給設備を無償で施工する代わりに、本件賃貸物件に継続的、安定的にLPガスを供給する覚書を交わした。それにも関わらず、原告と競争関係にある被告が、建物所有者である共同被告Yとの合意により、供給設備を交換し、本件建物へのLPガス供給を始めたことは、競争者に対する取引妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	平成30年5月10日 請求棄却 平成30年10月25日 控訴棄却 (係属中)
神戸地方裁判所 28(ワ)1708 平成28年9月1日	第一種旅行者である被告が、被告との間で募集型企画旅行契約を締結する消費者に対し、当該契約締結後、優越的地位を利用して、旅行中に消費者に被害が発生した場合の被告に対する損害賠償請求権の一部免責を内容とする特約の締結をさせる行為は、優越的地位の濫用に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	平成30年8月9日 和解

裁判所 事件番号 提訴年月日	内 容	判決等
東京地方裁判所 30（ワ）6919 平成30年3月6日	被告は、原告が宣伝広告に用いている表示とほぼ同一の表示を顧客誘引のための宣伝広告に使用している。しかし、被告は、被告が使用している表示に記載された実績を上げた事実はなく、かかる行為は虚偽表示によるぎまんの顧客誘引に該当するとして、当該表示の使用禁止及び抹消を求めるもの。	(係属中)

第5 独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟

平成30年度当初において係属中の独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟はなく、同年度中に新たに提起された事件はなかった（注）。

（注）独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟の件数は、公正取引委員会がその存在を把握したものについて記載したものである。